

～小学校新1年生の児童の保護者のみなさまへ～

入学準備金（就学援助制度）のお知らせ

『就学援助制度』とは、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に就学援助費として給食費や学用品費等の経費の一部について援助を行う制度です。

鳴門市では、平成30年度から就学援助費のうち、入学に必要なランドセルや制服等の経費『新入学学用品費』を『入学準備金』として、入学前に支給しています。

援助を希望される場合は、次の説明をよく読み、申請書等をご提出下さい。

1 支給の対象者となる方

以下の要件全てに該当する方が対象です

◆生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している方で、令和5年度の**就学援助認定基準**に該当する方

◆令和6年4月に学校へ入学されるお子様の保護者

◆令和6年2月1日時点で鳴門市在住の方

◆提出期限までに申請書・必要書類を提出された方

※次に該当する場合は、入学準備金支給の対象となりませんので、ご注意下さい

- ・令和6年3月末までに市外へ転出する予定の場合
- ・生活保護の方（生活保護より支給がありますので、詳しくは保護担当へご確認ください）
- ・小中学校に通学する兄弟がおり、令和5年度就学援助費の認定を却下された方
- ・小中学校に通学する兄弟がおり、令和5年度特別支援教育就学奨励費を受給中の方

（就学援助認定基準）

鳴門市の就学援助は、世帯ごとに生活保護基準と比較するため需要額を計算し、世帯全員の所得額が生活保護基準と相当の需要額の1.3倍未満の場合に認定となります。

世帯が別であっても同一建物に居住している場合や、単身赴任の場合も、世帯員とみなします。

認定所得限度額の目安 （例）父35歳、母31歳、子7歳、子4歳

4人世帯の需要額（所得額：例） 年額 2,074,836円 × 1.3 = 2,697,287円

上記の金額はあくまで目安であり、世帯員数・年齢構成や、家賃の支払いの有無などによって異なります。

2 提出書類と申請方法

1. 提出書類

○令和5年度入学準備金支給申請書

※令和5年1月1日時点で鳴門市に住民登録がない場合は、登録のあった市町村の発行する令和5年度所得課税証明書を添付して下さい。

2. 提出先

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

鳴門市教育委員会 学校教育課 就学援助担当

※記載内容を確認する必要がありますので、原則上記までご持参下さい。

なお、兄弟が市内の小中学校に通学している場合は、下記のとおり、申請書類を学校でも受付します。

①令和5年度就学援助費を受給中の方

入学準備金支給申請書に必要事項を記入し、学校または教育委員会へ提出してください。

②令和5年度就学援助費を申請していない場合

入学準備金支給申請書とあわせて、令和5年度就学援助費申請書類を、学校または教育委員会へ提出してください。

3 受付期間

令和5年12月1日（金）～ 令和6年1月31日（水）

申請書は、令和5年12月1日から鳴門市教育委員会学校教育課にて配布します。また、鳴門市公式ウェブサイトにも申請書を掲載するほか、電子申請でも受け付けいたします。

小中学校に兄弟が通学している場合は、小中学校でもお渡しできます。

電子申請の受付は、令和5年12月1日 8：30 ～ 令和6年1月31日 23：59です。

4 支給金額と支給方法

【支給金額】小学校入学予定者1人につき 54,060円

【支給方法】申請書記載の個人口座へ支給 【支給時期】令和6年3月1日（金）※予定

5 注意事項

①入学準備金支給が認定となった場合でも、新年度（令和6年度）に他の費目（給食費や学用品費等）の援助を受ける場合は、改めて令和6年度の就学援助申請が必要です。

②入学準備金を受給した場合は、新年度（令和6年度）の就学援助申請書を提出し、認定となっても、『新入学学用品費』の支給はありません。

③入学準備金を受給後、市外へ転出することになった場合でも返還は求めませんが、転出先の市町村へ、本市で入学準備金の支給を行った旨を通知します。

④入学準備金支給が認定にならなかった場合でも、新年度（令和6年度）の就学援助申請書を提出し、4月から認定となれば、7月中旬に『新入学学用品費』として、他の費目と合わせて支給します。

電子申請はこちらから↓

<問い合わせ先>

〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

鳴門市教育委員会 学校教育課 就学援助担当 Tel 686-8802

